

## 災害時における食料・物資の供給等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生または発生のおそれがある場合に必要な食料・物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）千葉市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）千葉市域外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、または救助の必要があるとき。

### （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。但し、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙または乙が指定するものが行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(物資の代金等)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとし、乙からの請求後速やかにその代金を乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。但し、通常の商品配送ルートにより物資を運搬する場合、その費用は、乙の負担とする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(その他)

第9条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月1日